

新 城 市 議 会

総 務 消 防 委 員 会

令和4年3月11日（金曜日）

総務消防委員会

日時 令和4年3月11日（金曜日）午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 総務部、企画部、消防本部

第2号議案	「質疑・討論・採決」
第3号議案	「質疑・討論・採決」
第4号議案	「質疑・討論・採決」
第5号議案	「質疑・討論・採決」
第55号議案	「質疑・討論・採決」
第56号議案	「質疑・討論・採決」
第57号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	佐宗龍俊	副委員長	竹下修平		
委員	村田康助	山口洋一	中西宏彰	丸山隆弘	
議長	長田共永				

欠席委員 なし

説明のため出席した者

総務部、企画部、消防本部の副課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 阿部和弘 書記 後藤知代

開 会 午前9時00分

○佐宗龍俊委員長 ただいまから、総務消防委員会を開会します。

本日は10日の本会議において本委員会に付託されました第2号議案から第5号議案まで、及び第55号議案から第57号議案までの7議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に第2号議案 新城市事務分掌条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第2号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第3号議案 新城市個人情報保護条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第3号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第4号議案 新城市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第4号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案 新城市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第5号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第55号議案 新城市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 今回、提案された条例改正であります。まずこれ、条例そのものについてではありませんが、公布の時期は公布の日から施行するとなっておりますが、公布予定日というのは、まず可決されたということを前提としていきますと、議会が終了した翌日という理解でよろしいでしょうか。

○佐宗龍俊委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 公布された日以降ということで、翌日からということでもよろしかったと思います。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 人事院勧告のものによるということではありますが、適用される3年12月の支給をされた手当についての、要するに差額をとということの理解と思いましたが、昨日、本会議質疑において、質問された議員からお答えを頂きました。

そして、まず簡単に言いますと議員5万3,940円の対象の金額になりますよということであったわけではありますが、これこのまま計算しますと、ついでに資料からいうと、差額を返納するという理解でよろしいのかどうかお伺いします。

○佐宗龍俊委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 差額を6月分から差し引くというような形になります。

以上です。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 では差額ということでありますと、期末手当を算出する手続というのは当該月額45%を当該月額と当該月額かける45%に100分の167.5を計算をしたものに対してということだと思います。

そうしますと、今、新城市議会議員の月額報酬は37万2,000円、そして、45%かけたものが16万7,400円、そうすると53万9,400円になります。

そして、これに100分の167.5をかけると90万3,495円というのが、我々が12月に頂いた支給額の全体であります。

そこで、新しい条例を同じように計算しますと87万6,525円になります。要するに90万3,495円から87万6,525円を差し引くとその差額が2万6,970円になるのですが、昨日聞いた金額だと5万3,940円とお聞きしているのですが、なぜこうなるのかなど、はたと思ったのです。

これ、見ますと、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じた額というのが、この辺が差額であるのならば、なぜこういう計算式が出るのかということなのですが、これは三役も職員も全部同じことになりますので、ちょっとその辺すみません。

○佐宗龍俊委員長 牧野秘書人事課長。

○牧野賢二秘書人事課長 山口委員がおっしゃるとおりでございまして、昨日、企画部長が答弁させていただいた金額につきましては、12月影響額という表現をどういうふうに捉えるかといったところでもございまして、12月分で差し引くべき金額の影響額をお答えさせていただきました。

山口委員おっしゃるとおりですね。コマ1下がるものですから、6月は確におっしゃるとおりの金額が影響してきますので、トータルは今言われた一般の継続された議員さんのところでいきますと、5万3,940円と2万6,970円を足した額、トータルで8万9,910円になりますよということ、そちらのほうの

金額が全体の影響額、正味の影響額といったらいいのでしょうか、そういう金額になるということですのでよろしいかと思います。

○佐宗龍俊委員長 山口洋一委員。

○山口洋一委員 12月の部分についても条例を変えるので、要するに遡及扱いにする部分が2万いくらかあって、6月のものについては162.5なので、今と比べますと5万3,940円減りますよという説明であれば、ちょっとあれだったんだけど、ただ単純に5万3,940円が差額になりますよと理解をしたので、聞き間違いなのかということなのでありますが、すみません。ありがとうございました。

○佐宗龍俊委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第55号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第56号議案 新城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び新城市市長の給与の特例に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第56号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第57号議案 新城市職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○佐宗龍俊委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第57号議案を採決します。

本議案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐宗龍俊委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、総務消防委員会を閉会

します。

閉 会 午前9時12分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

総務消防委員会委員長 佐宗龍俊